



週報 第13号

通算／第1329回 令和4年10月27日 会場／二本松商工会議所

2022-2023年度
国際ロータリーのテーマ

会長 藤井 利則 副会長 佐藤壯一郎 クラブ会報 金田 君子
会長エレクト 本多 勝也 幹事 橋本 哲弥

会長あいさつ

会長 藤井 利則



決議23-34とは…前回の挨拶で説明致しましたので、週報第121をご覧ください。

決議23-34の第1条には

「ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務及びこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。」

この哲学は奉仕一「超我の奉仕」の哲学であり、これは、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践的な倫理原則に基づくものである。」と、「ロータリーの奉仕理念」が説かれています。

第2条には、ロータリー・クラブの役割について、

- ① 奉仕の理論を団体で学ぶこと
- ② 奉仕の実践例を団体で示すこと
- ③ 奉仕活動の実践を個人で行うこと
- ④ ロータリーの奉仕理念と実践を一般の人に受け入れてもらうこと

第3条には、国際ロータリーの役割について、奉仕理念の育成と普及、クラブの拡大、援助、管理と情報 伝達およびクラブ運営と社会奉仕活動の標準化。

第4条には、ロータリー運動は単なる理念の提唱ではなく実践哲学。奉仕するものは行動しなければなりません。

第5条には、クラブの自治権、クラブが地域社会に適した奉仕活動を選ぶ絶対的権限を持っています。但し、ロータリーの綱領に反したり、クラブの存続を危うくするような活動を禁止しています。

本日のお客様紹介

ガバナー補佐
箭内 一典 様
補佐幹事
佐藤 龍史 様
(福島中央RC所属)

11月誕生日 おめでとうございます



橋本哲也会員 (奥様)

本日のプログラム

ガバナー補佐訪問

10・11月のプログラム

- 第1329回例会：10月27日(木)／ガバナー補佐訪問
11月3日(木)／祝日につき休会
- 第1330回例会：11月10日(木)／会員スピーチ
- 第1331回例会：11月17日(木)／夜間移動例会
11月24日(木)／祝日の週のため特別休会

幹事報告

「都市公園清掃」ご協力のご案内

開催日時／令和4年11月12日土
午前6時30分から清掃開始
場所／るり池周辺・洗心亭など
参考／竹ほうき・くま手・軍手など

- 国際ロータリークラブ会長
ジェニファ・E・ジョーンズ(カナダ)

- 国際ロータリー第2530地区ガバナー
佐藤 正道 (喜多方ロータリークラブ)

- 県北第一分区ガバナー補佐
箭内 一典 (福島中央ロータリークラブ)

四つのテスト
言行はこれに照らしてから
一、真実かどうか
二、みんなに公平か
三、好意と友情を深めるか
四、みんなの為になるかどうか

創立 1993.6.30
承認 1993.9.10
認証状伝達式 1993.11.8
地区番号 2530
クラブ番号 29750
例会日 毎週木曜日(12:30~13:30)

例会場 二本松商工会議所
事務局 〒964-8577
福島県二本松市本町 1-60-1
二本松商工会議所
Tel0243-23-3211
Fax0243-23-6677



2022年規定審議会の採択項目と定款・細則改定について

県北第一分区ガバナー補佐

箭内 一典 様

2022年の国際ロータリー規定審議会は米国イリノイ州シカゴで4月10日～14日まで開催されました。参加代表議員は522名。コロナのため、直接会合参加324名(日本から9名)バーチャル参加198名(日本から25名)でした。当地区からは代議員として酒井善盛PGがバーチャルで参加いたしました。今回の規定審議会には、94件の制定案が提出され、29件の制定案が採択されました。また日本から制定案は7件が採択されました。

制定案 22-46 人頭分担金の増額の件

2019年規定審議会で22-23年度までの頭分担金は決まっていましたが、今年度は半期35ドル50セント、年間で71ドルです。RI理事会の当初の提案は毎年2ドルずつ増額する、という案でしたが、規定審議会開催の直前に修正案が出てきて、2023-24年度は年間4ドル値上げとなる半期37ドル50セント、2024-25年度は、さらに年間3ドル50セント値上げとなる半期39ドル25セント、2025-26年度も、さらに年間3ドル50セント値上げとなる半期41ドルが採択されました。2023年からの3年間で11ドルの値上げをすることになります。(図1参照)

制定案 22-71 クラブの管理の試験的プロジェクトについて規定する件

クラブ管理の試験的プロジェクトがRIBI(イギリス)、およびオーストラリア、ニュージーランドで開始できるようになります。これはロータリーの未来形成SRF(Shaping Rotary's Future [SRF])に関係する制定案という事で、我々ロータリアンが、これから最も注視していく必要がある試験的プロジェクトだと思います。

制定案 22-07 クラブ理事会が議事録を会員に提供する期限を改正する

クラブ理事会の議事録を会員に提供する期限が60日から30日以内に短縮されます。

制定案 22-10 バランスの取れた会員基盤の構築要素に公平さとインクルージョン加える件

バランスの取れた会員基盤の構築要素に「公平さとインクルージョン」が加わります。

制定案 22-13 会員がクラブの所在地域に住居または事業場を有する要件を削除する件

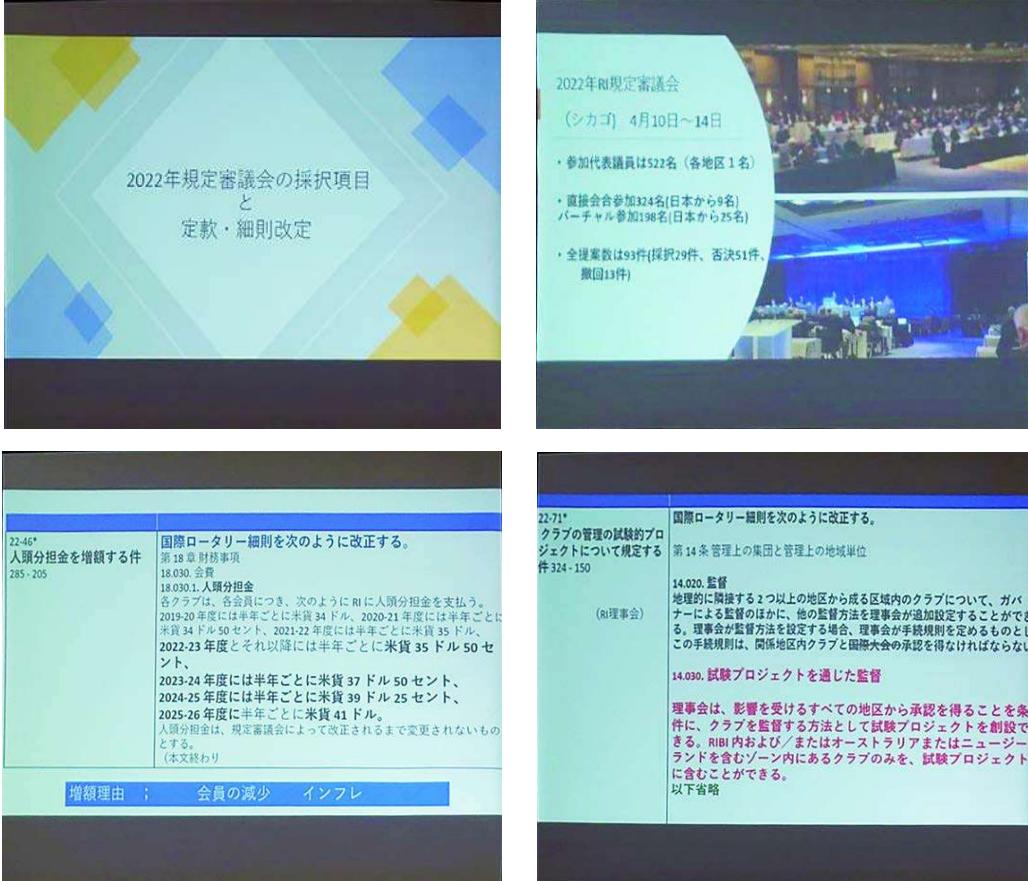
会員がクラブの所在地域に住居または事業場を有する要件が削除されます。これによって、住所や職場に関わらず、どのクラブにでも入会することが可能となります。

制定案 22-14 正会員がどのクラブに対してでも入会候補者を推薦できるようにする件

正会員はどのクラブに対してでも入会候補者を推薦できるようになります。つまり、自分が所属していないクラブに対しても会員を推薦することができるようになります。

制定案 22-15 衛星クラブの会員に関する規定を改正する件

衛星クラブ会員はスポンサークラブに限らず「いずれのクラブの会員」でも良いことになりました。また、これにより複数のロータリークラブで一つの衛星クラブを作ることも可能となりました。



制定案 22-18 ローターアクターが RI 委員会の委員となれることを明文化する件

ローターアクターが RI 委員会の委員となれることが明文化されます。

制定案 22-38 地区に対して訴訟を起こしたクラブもしくはローターアクトクラブを加盟停止または終結する権限を理事会に与える件

地区に対して訴訟を起こしたクラブを加盟停止または終結させる権限が理事会に与えられます。そのような訴訟を起こしたり、訴訟を継続したりした会員またはローターアクターを有している。クラブまたはローターアクトクラブの加盟を停止または終結することができると国際ロータリー細則を改訂しました。これは、RI、ロータリー財団と同様に、地区に対しても訴訟をさせないようにするものだと思います。

制定案 22-72 地区の境界の変更基準を変更する件

地区の境界の変更基準が変更されます。理事会はクラブ数が20未満、またはロータリアンの数が1100名未満の地区の境界を変更し、近隣の地区と統合することができるようになります。また逆にクラブ数が100以上、ロータリアンが5400名を上回る地区は分割することができるようになります。

制定案 22-84 ローターアクターがロータリークラブの例会に出席することを許可する件

ローターアクターがロータリークラブの例会に出席することが許可されます。これからはローター アクターもゲストとしてではなく、ビジターとして例会に出席する権利を持つようになります。マークアップ扱となります。

制定案 22-85 出席報告の提出義務を撤廃する件

出席報告の提出義務が廃止されます。これまで毎月ガバナー事務所に出席報告をしていましたが、次年度からは報告の必要はなくなります。

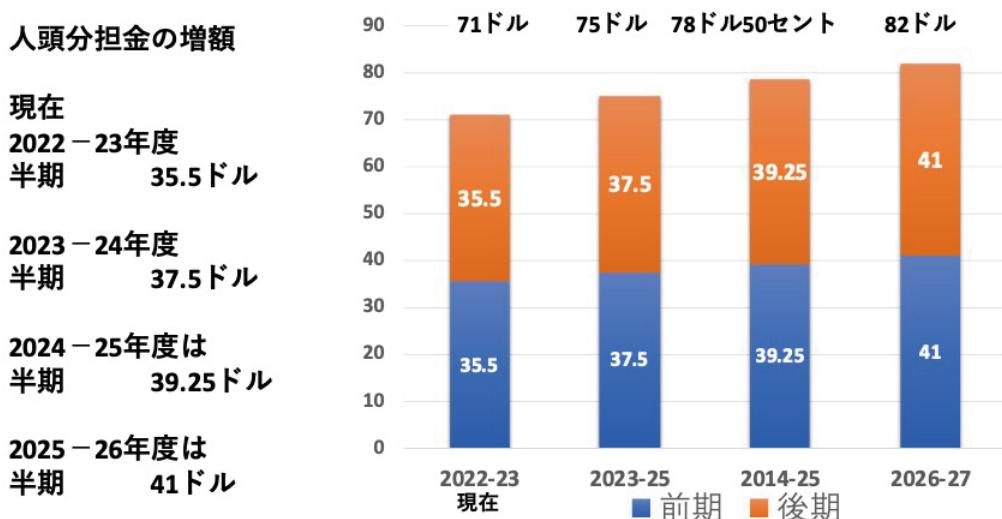
制定案 22-92 出席規定の免除手続きの規定を改正する件

出席規定の免除手続きの規定が改正されます。これまで免除には理事会の承認が必要でしたが、20年以上のロータリー歴があり、年齢と会員歴の合計が85年以上であれば、クラブ幹事への申出のみで出席規定は免除されます。

その他

今回、日本のロータリークラブからは、ジョン・ヒューコ RI 事務総長の任期と報酬を制限する立法案が複数提出されました。いずれも大差で否決されました。

22-46* 人頭分担金を増額する件 285 – 205 可決



ニコニコ BOX

にこにこ BOX 小委員長 松坂 豪智

箭内一典様、佐藤龍史様(福島中央 RC)、藤井利則会員、橋本哲弥会員
菅野守芳会員、善方邦雄会員、阿部佳文会員、齋藤敏夫会員、平塚与志一會員
根本和志会員、坂本和広会員、本多勝也会員、飯田美恵子会員、秋山和久会員
安部敏弘会員、佐藤壯一郎会員

* 米山記念寄与者…なし

* ロータリー財団…善方邦雄会員、菅野守芳会員

◇皆様の善意に感謝致します。ありがとうございました。

出席委員会 小委員長 松坂 豪智

会員数	本日出席	出席率	メイクアップ	修正率
35名	20名	57%	1名	60%

ニコニコ BOX

目標額	500,000円
小計	23,000円
累計	210,000円